

令和6年那審第10号

裁 決

遊覧船Aパラセーラー負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官中山国夫出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和5年8月26日10時07分

沖縄県浜川漁港西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊覧船A

船 籍 港 沖縄県中頭郡北谷町

総 ト ン 数 5.6トン

登 録 長 9.69メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 3 2 3 キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 構造及び設備等

Aは、令和2年8月に進水したFRP製遊覧船で、船体中央部右舷側に操舵スタンド及び操縦席をそれぞれ配し、同スタンドに舵輪、機関遠隔操縦装置、GPSプロッター及び牽引ロープウィンチ操作レバーを、船体船尾中央部に牽引ロープを船尾方に導くガイドローラーをそれぞれ備えたパラセーリング専用船であった。

ところで、パラセーリングは、遊覧船が航行しながら牽引ロープを引くことによりパラセーリング用パラシュートに風を入れて浮上させ、同パラシュートにぶら下がった状態のパラセーラーが空中遊覧するものであった。

また、パラセーリング用具については、直径約9ミリメートル長さ約200メートルの合成繊維製牽引ロープがヨークと称するV字型のベルト、ライザーと称するベルト及びパラシュートロープを介して直径約11メートルのパラセーリング用パラシュートに、ライザーからタンデムバーを介して2人用ハーネスにそれぞれつながっていた。

a 受審人は、牽引ロープを1年に1回新替えしていて、同ロープに劣化を認めなかった。

#### (2) a 受審人の経歴

a 受審人は、令和4年3月X社に入社後、Aにパラセーリングのスタッフとして乗船し、同年7月小型船舶操縦士の免許を取得後、令和5年5月からAの船長として乗り組んでいた。

#### (3) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、パラセーラー12人及びスタ

ップ2人を乗せ、パラセーリングの目的で、船首0.3メートル船尾1.0メートルの喫水をもって、令和5年8月26日09時30分浜川漁港内のマリーナを発し、同漁港西方沖合のパラセーリング海域に向かった。

a 受審人は、09時40分前示パラセーリング海域に到着後、パラセーラー1組につき1回約10分間のパラセーリングを5回行う予定でパラセーリングを開始した。

a 受審人は、操縦席に腰を掛けた姿勢で操船及び牽引ロープの操作に当たり、10時05分浜川港第2号灯標（以下「浜川港灯標」という。）から271.5度（真方位、以下同じ。）1.5海里的の地点で、空中遊覧を終えた2組目のパラセーラー2人を収容することとし、針路を315度に定め、毎時20.0キロメートル（対地速力、以下同じ。）の速力で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、適宜後方を見て、牽引ロープを巻き取りながら操船に当たり、10時07分少し前パラセーラー2人が後部甲板に降りると、スタッフ2人がパラセーラー2人のハーネスを外す作業を始めた。

10時07分僅か前a 受審人は、浜川港灯標から279度1.8海里的の地点で、パラセーリング用パラシュートが船尾方に着水するのを認めたとき、同パラシュートを再び浮上させるために加速すると、許容荷重を超えた張力が牽引ロープにかかり、同ロープが破断してパラセーラーに危険が及ぶおそれがあったが、牽引ロープに劣化を認めなかったため、同ロープは破断することはないものと思い、一旦停止するなど、パラセーラーに対する安全確保の措置を十分にとることなく、すぐに加速した。

こうして、a 受審人は、牽引ロープに過大な張力がかかって同ロ

ープが破断し、10時07分浜川港灯標から279度1.8海里の地点において、Aは、原針路のまま、加速中、ハーネスを外されていなかったパラセーラー1人がパラセーリング用パラシュートに引かれて船尾方に落水した。

当時、天候は晴れで風力2の東北東風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好だった。

その結果、パラセーラー1人が、長期間の入院及び通院治療を要する左腰椎横突起骨折等を負った。

#### （原因及び受審人の行為）

本件パラセーラー負傷は、浜川漁港西方沖合において、航行しながらパラセーラーを収容中、パラセーリング用パラシュートが着水するのを認めた際、パラセーラーに対する安全確保の措置が不十分で、同パラシュートを再び浮上させようと加速したところ、牽引ロープに過大な張力がかかって同ロープが破断し、ハーネスを外されていなかったパラセーラー1人がパラセーリング用パラシュートに引かれて船尾方に落水したことによって発生したものである。

a 受審人は、浜川漁港西方沖合において、航行しながらパラセーラーを収容中、パラセーリング用パラシュートが着水するのを認めた場合、同パラシュートを再び浮上させるために加速すると、許容荷重を超えた張力が牽引ロープにかかり、同ロープが破断してパラセーラーに危険が及ぶおそれがあったから、一旦停止するなど、パラセーラーに対する安全確保の措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、a 受審人は、牽引ロープに劣化を認めなかったもので、同ロープは破断することはないものと思い、パラセーラーに対する安全確保の措置を十分にとらなかった職務上の過失により、パラセーリング用パラシュートを再び浮上

させようと加速したところ、牽引ロープに過大な張力がかかって同ロープが破断し、ハーネスを外されていなかったパラセーラー1人が同パラシュートに引かれて船尾方に落水する事態を招き、同人を負傷させるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年1月9日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 山 本 哲 也